

第6回総会議事録

<開催日> 令和6年1月9日（火曜）

<開催場所> 木更津市役所 朝日庁舎（会議室A1）

<会議に付した議案等>

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 報告第360号～報告第378号

農地法第3条の3届出

6件

農地法第5条届出

13件

日程第3 報告第379号～報告第385号 農地の転用事実等に関する照会

7件

日程第4 報告第386号

農地法第18条第6項等通知

1件

日程第5 報告第387号

「令和5年農作業料金・農業労賃」
の調査について

1件

日程第6 議案第225号～議案第227号 農地法第3条許可申請

3件

~~日程第7 議案第228号~~

~~農地法第3条許可の取消願（取下）~~

~~1件~~

日程第8 議案第229号～議案第235号 農地法第5条許可申請
（232号取下）

6件

日程第9 議案第236号

農地法第5条許可の取消願

1件

日程第10 議案第237号

木更津市農用地利用集積計画の決定について
（令和5年度第10次計画分）

1件

<出席委員>

1番 小倉 和

4番 地曳 昭裕

7番 村田 正明

10番 桐谷 勝美

13番 金子 一夫

16番 石渡 和美

2番 露寄 伸哉

5番 鈴木 康裕

8番 村上 常雄

11番 小嶋 哲雄

14番 宮沢 伸子

17番 齋藤 洋一

以上 18人 出席

3番 礪貝 正一

6番 寫野 知明

9番 関 和美

12番 和田 倉吉

15番 礪貝 徳三

18番 杉山 孝

<遅刻委員> 無し

<欠席委員> 無し

<傍聴者> 無し

<事務局出席者>

事務局長 小高 幸男

主任主事 角谷 春香

係長 吉野 慶太

主任主事 杉沢 謙太郎

<午後3時00分開会>

議長	新年あけましておめでとうございます。委員の皆様には、お忙しい中、総会への出席を頂き、ありがとうございます。 ただ今から、第6回総会を開催いたします。 本日の出席委員は18名であり、定数の過半数を超える出席がありますので、会議は成立していることを報告いたします。 本日の議事日程につきましては、既にお配りした議案書記載のとおりです。 なお、日程第7の農地法第3条許可の取消願議案228号及び日程第8の農地法第5条許可申請議案第232号については総会の前に申請者から取下げの希望がありましたので、取下げとなりましたのでよろしく願いいたします。 それでは、日程に入ります。 日程第1議事録署名委員の指名につきましては、議席6番畠野知明委員と、議席14番宮沢伸子委員を指名いたします。 書記には、事務局職員杉沢主任主事を任命します。 次に、日程第2から第4の、報告第360号から告第386号の3ページからの27件につきまして、事務局から報告を求めます
事務局	報告案件についてご説明いたします。 まず、日程第2報告第360号から報告第378号については、農地法第3条の3の届出が6件ありまして、全て相続によるものです。次に農地法第5条の届出が13件で住宅関係や駐車場用地への転用の届出でした。 次に、日程第3報告第379号から報告第385号について、農地の転用事実等に関する照会7件ですが、全て法務局からの照会で、全て非農地と回答しております。 次に、日程第4報告第386号について、農地法第18条第6項等の通知1件ですが、基盤強化法にかかる解約が1件となります。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に、日程第5 令和5年農作業料金・農業労賃の調査について、事務局から報告を求めます。
事務局	報告第387号、令和5年農作業料金・農業労賃の調査についてご説明いたします。 本案件は、千葉県農業会議により、県内の標準農作業労働条件の設定資料として活用するため実施されるものです。 委員の皆様からご協力していただいた調査結果ですが、回答件数は4件でした。これらの集計結果の平均額を算出したものを作成しました。昨年度同様に、木更津市公式ホームページへの掲載については、比較する農協の料金が公表されたときに、改めて総会で諮らせていただきます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	次に日程第6議案第225号から議案第227号、13ページからの、農地法第3条の許可申請3案件について、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第225号から議案第227号、農地法第3許可申請3案件について、ご説明いたします。 なお、事務局説明後、地区担当委員の方からは、農地法第3条第2項の許可要件のうち該当する第1号の全部効率利用要件、第4号の農作業に常時従事する要件、第6号の権利を取得する農地が農地の集団化、農作業の効率化等、周辺地域における効率的かつ総合的な利用に関する要件等について、補足説明をお願いします。 初めに、議案第225号ですが、申請箇所は、3条位置図1の畔戸地先の農地になります。

事務局	本申請についてですが、以前から譲受人の家族が使用していた土地を、正式に所有権を移転するために申請がされたものです。相続の時に仮登記の状態だったことが判明し、所有権を整理するものです。なお、現在も田んぼとして使用しております。なお、金額等については、昔に精算済みということで贈与となっております。 次に、議案第２２６号ですが、申請箇所は、３条位置図２の有吉地先の農地になります。農業経営の拡張のため、売買による所有権移転をするものです。 続いて、議案第２２７号ですが、申請箇所は、３条位置図３の犬成地先の農地になります。農業経営の拡張をはかる申請人の要望により、売買による所有権移転をするものです。なお、当該地には小屋のような建物がありますが、こちらは譲受人が取り壊し、整理をしていくとのことです。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 初めに、議案第２２５号について、石渡委員をお願いします。
石渡委員	議案第２２５号についてご説明いたします。 本土地は、申請者の先代から申請者の家族がずっと耕作してきたところですが、相続したところ、先代のうちに所有権移転がなされずに仮登記のままであったことが発覚し、本登記に移そうとするものであります。なお仮登記は昭和５０年にされたものです。 申請人は現在■■歳で、自作地の５,５６６㎡につき、土壌が悪く耕作に適さない土地以外はすべて管理されております。なお、申請人ひとりだけではやりきれないところがあるため、近隣の耕作者に手伝ってもらいながらやっていくとのことです。申請地の地目は田で水稻を作付けするとのことで、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れはないと思われます。 以上のことから本申請については適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
議長	次に、議案第２２６号については、私から説明いたします。
杉山委員	議案第２２６号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約２００日で、２０,８６８㎡の農地を家族３人で耕作しています。農業機械はトラクター・コンバイン・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は田ですが所有権移転後は盛り土等を行った後に畑として使用し、大豆を作付けする予定とのことです。特に周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	次に、議案第２２７号について、礪貝徳三委員をお願いします。
礪貝徳三委員	議案第２２７号についてご説明いたします。 本件は、農業経営の拡張のため、申請がされたものです。 譲受人は現在■■歳、農業従事日数は年間約９０日で、１,２３２㎡の農地をひとりで耕作しています。農業機械はトラクター・耕うん機・農用トラック等を所有しており、自作地について遊休農地等はありません。申請地の現況は畑で、一部建物が存在していますが、撤去する予定とのことです。作物は露地野菜等を作付けする計画とのことで、周辺の地域への支障を及ぼす恐れは無いと思われます。 以上のことから農地法第３条第２項の許可基準を満たしており、適当であると判断いたしました。

議員徳三委員

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

議案第225号から227号の3案件について、一括で採決したいと思います。ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、採決いたします。

3条議案第225号から227号の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手多数であります。

よって、3条議案第225号から227号については許可と決定いたします。

次に、日程第7、議案第228号については取下げとなりましたので、次の日程に進みます。

次に、日程第8、取下げとなりました議案第232号を除く、議案第229号から235号、15ページからの、農地法第5条の許可申請6件について議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第229号から議案第235号、農地法第5条許可申請の6案件について、ご説明いたします。なお、議案第232号については、取下げとなっております。

初めに、議案第229号ですが、申請箇所は、転用位置図5-1の牛込地先の農地になります。申請目的は、建売分譲住宅として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請となります。農地区分については、周囲の宅地化率が進んでいる場所の為、第3種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年8月末を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発行為許可申請書の写しなども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第230号ですが、申請箇所は、転用位置図5-2の江川地先の農地になります。申請目的は、駐車場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後から約1ヵ月の完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、法定外公共物の使用に係る同意書なども添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第231号ですが、申請箇所は、転用位置図5-3の万石地先の農地になります。申請目的は、専用住宅として転用するもので、転用を伴う使用貸借権設定の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し借入金で賄う計画であり、金融機関のローンの通知書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年12月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、開発行為

事務局

許可申請書の写しも添付され、問題ないものと思われます。

次に、議案第232号については取下げとなりました。

次に、議案第233号ですが、申請箇所は、転用位置図5-5の長須賀地先の農地になります。申請目的は、駐車場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年5月中旬までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、特に該当するものはありません。

次に、議案第234号ですが、申請箇所は、転用位置図5-6の長須賀地先の農地になります。申請目的は、車両置き場及び資材置き場として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、周囲の宅地化率が進んでいる場所の為、第3種農地と判断しました。資金計画ですが、整地費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、令和6年12月末までの完成を予定しております。最後に、他法令の関係ですが、特に該当するものはありません。

次に、議案第235号ですが、申請箇所は、転用位置図5-7の上根岸地先の農地になります。申請目的は、太陽光発電施設として転用するもので、転用を伴う所有権移転の許可申請です。農地区分については、第2種農地と判断しました。資金計画ですが、建設費等の費用は約■■■■万円となっており、それに対し自己資金で賄う計画であり、金融機関の残高証明書により確認済です。転用行為の支障となる権利者はありません。事業完了予定ですが、許可後から6カ月以内の完成を予定しております。最後に、売電に係る契約書なども添付され、問題ないものと思われます。

以上で、事務局の説明を終わります。

議長

続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
初めに、議案第229号について、桐谷委員をお願いします。

桐谷委員

議案第229号について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、事業計画書をみると盛土はおこなわないとありましたが、施工計画書では40センチの盛土を行うとありました。この点について確認したところ、盛土は土ではなく、碎石等を行うとのことでありました。よって土が流失する恐れなどはないと判断したのですが、事業が完成した時にはこの点を確認することを意見として加えます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後雨水とともに既設側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、周辺に農地は無いため問題はないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に農地はないため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。ただし、碎石による盛土の水路への影響などを確認してほしいと意見を加えさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第230号及び231号について、地曳委員をお願いします。

地曳委員

議案第230号について、仲村推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等

地曳委員

は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透、あるいは既存の排水路により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、スクリーンでご覧の通り周辺に農地はないため問題ないと思います。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、駐車場としての利用するため問題はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道に通ずる場所があるのですが、ここはアスファルトではなくで土の道路ですので気を付けるようお願いしました。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第231号について、申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、新設する浄化槽で処理した後に雨水とともに南側側溝へ放流する計画のため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地の南側に一部耕作地がありますが、建物は北に作るために日照・通風の面も含めて支障はないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

議案第232号については取下げとなりました。

続いて、議案第233号及び234号について、露寄委員をお願いします。

露寄委員

議案第233号について、申請地の調査をしてまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題は生じないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題は生じないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

続いて、議案第234号についてですが、233号とほとんど同じ条件になります。まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、宅地に接している場所にあるため問題は生じないと思われます。次に、周辺農地における日照、通風等の支障についてですが、周辺に営農中の農地はないため問題は生じないと思われます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

続いて、議案第 2 3 5 号について、小嶋委員お願いします。

小嶋委員

議案第 2 3 5 号について、佐藤推進委員と申請地の調査及び転用事業者から事情を聴取してまいりましたので、周辺農地の営農条件への支障について、許可基準にそって、順次ご説明いたします。

まず、土砂の流出、崩壊の恐れについてですが、盛土はおこなわないため、土砂の流出等は起きないと思われます。次に、農業用の用排水施設への支障についてですが、排水は無く、雨水は自然浸透により処理するため問題は生じないと思われます。次に、申請地が集団的に存在する農地について、分断する恐れがないかですが、現在隣の農地が何筆かを合わせた一枚の農地になっており、申請地の工事の時などに農地に入れなくなってしまうのではないかという恐れがありましたので、業者の方にフェンス等で通り道をふさがないように注意するように申し伝えるようにします。また近くに住宅地がありまして、その近くの用水路に井戸水が流れ込んでおりまして、それを埋めてしまうと周辺に影響が出てしまう可能性がありますので、その点を注意するようにも業者に伝えます。最後に、農道等の機能に支障を及ぼす恐れですが、農道は使用しないため問題ないと思われます。

以上のことから、周辺農地の営農条件への支障についての転用許可基準を満たすものと思われますので、当該申請は適当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いします。

議長

以上で、説明が終わりました。

先程の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

他にご意見等も無いようですので、取り下げ議案 2 3 2 号を除く、議案第 2 2 9 号から 2 3 5 号の 6 案件について、一括で採決をしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

〈 異議無しの声 〉

ご異議も無いようですので、一括採決いたします。

議案第 2 2 9 号から 2 3 1 号及び 2 3 3 号から 2 3 5 号の 6 案件の、農地法第 5 条の許可申請について、許可に賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第 2 2 9 号から 2 3 1 号及び 2 3 3 号から 2 3 5 号の 6 案件は、許可相当として、知事に意見書を送付いたします。

次に、日程第 9 議案第 2 3 6 号の農地法第 5 条許可の取消願いについて、議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 3 6 号、農地法第 5 条の規定による許可処分の取消申請 1 案件について、ご説明いたします。

本申請は、太陽光発電施設のために、当該地を転用する内容で、令和 5 年 3 月 2 9 日付けで農地法第 5 条の許可となっております。

今回、資材高騰や譲受人の資金繰りの悪化により事業計画通りの工事が出来なくなったため、計画を白紙に戻すことになり、許可処分の取消を求めるものです。

現在、当該地は何も手を付けていない状態です。

取消相当の判断基準としまして、転用行為がされる前であったこと、権利の設定がまだ行

事務局	われていないことなどから、基準は満たしていると判断されます。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員の村田委員から補足説明をお願いします。
村田委員	議案第２３６号について、調査をしてまいりましたので、ご説明いたします。 事務局から説明があったとおり、事業計画通りに工事が実施できず、設置計画を白紙に戻すため当該地を使用しなくなったものです。現在、土地には手を入れておらず、農地として利用できる状態でしたので、許可処分の取消要件を満たすものといえ、取消は相当と判断いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	以上で、説明が終わりました。 ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。
地曳委員	はい。
議長	はい、地曳委員。
地曳委員	この太陽光の取消の許可基準なんですけれども、地元の中にも許可を受けていながら、工事がされていないところがあります。そのなかでどういう場合に取消の許可基準を満たすか教えていただきたいです。
議長	事務局、お願いします。
事務局	取消の許可基準についてですが、いくつかありまして、まず転用行為がされる前であること、仮に着工している場合は撤去などをして元の形に復元することが一つ。 次に、権利の設定について、所有権移転がされる前の状態であること、つまりはなにもされていない状態にすることが基準となります。
地曳委員	具体的な話なのですが、地元で太陽光をやるといって元の田んぼを埋めて碎石を敷いてある場所があります。しかし、肝心の太陽光が作られません。そういう場合は、取消の対象にはならないわけですね。
事務局	そうですね、既に碎石などが敷かれているとなると元の現状とはかけ離れてしまっているもので、太陽光の工事が出来ず取消ということであれば碎石をどかし、復元をすることが必要になります。
地曳委員	仮に碎石もその事業者がどかせないとなるとそのままになってしまうのでしょうか。
事務局	そうですね。例えばなんですけどその事業者ができないとなると、別の太陽光事業者が事業を引き継ぐというやり方がありまして、事業継承を伴う事業変更というやり方があります。 現在工事がされていない太陽光があり、完了報告がされていないものがありますので、そういう事業者に対しては状況確認などをしていきたいと思います。
議長	他に、ご意見等も無いようですので、採決いたします。 議案第２３６号について、許可を取り消すことに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

議長	挙手全員であります。 よって、議案第２３６号については取消相当として、知事に送付いたします。 次に、日程第１０議案第２３７号、１８ページから木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和５年度 第１０次計画分を、議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第２３７号、木更津市農用地利用集積、令和５年度第１０次計画の決定について、ご説明いたします。 本案件は、令和５年１２月２２日付けで、木更津市長から農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、当該計画の決定を求められているものであります。 それでは、議案書の利用明細書に沿って、ご説明いたします。 今回の計画は、計画１から６となっております。 利用目的は、計画１から５が水稻、計画６が果樹の計画となっております。 利用権設定の種類は計画５が使用貸借権、残り全てが賃借権の設定となっております。 利用権設定期間は、計画３が３年、計画１と６が５年、計画５が８年、計画２と４が１０年となっております。 計画合計数は、１６筆、面積が合計２２８３２平方メートルとなっております。 以上で、事務局の説明を終わります。
議長	続いて、地区担当委員から現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 はじめに、計画番号１番及び２番について議員正一委員をお願いします。
議員正一委員	計画番号１・２番について借受者が同一のため、まとめて説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規で借り受けするものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号３番について、地曳委員をお願いします。
地曳委員	計画番号３番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。 申請地の現況は田で、水稻を作付けすることです。 以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	次に、計画番号４番及び５番については、私から説明します。
杉山委員	まず、計画番号４番について説明します。 本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に

杉山委員

利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

続いて、計画番号5番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は田で、水稻を作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

次に、計画番号6番について、村田委員お願いします。

村田委員

計画番号6番について説明します。

本件は、農業経営の拡張を図るにあたり、当該農地を新規に借り受けるものです。

利用権の設定を受ける者の備えるべき要件についてですが、スクリーンに映し出されているとおり、耕作している農用地の面積、農作業従事日数、農機具の保有状況等から効率的に利用するものと思われます。

申請地の現況は畑で、ブルーベリーを作付けするとのこと。

以上のことから、借受人は利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、問題ないものと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、説明が終わりました。

ただ今の事務局、並びに地区担当委員の説明について、質問・意見等がございましたら、お願いします。

ご意見等も無いようですので、採決にうつります。

なお、本案件には■■委員、■■委員にかかる計画がそれぞれありますので、議事参与の制限により、お二人には退席をお願いします。

《 両委員 退席 》

それでは、採決いたします。

議案第237号 木更津市農用地利用集積計画の決定について、令和5年度第10次計画分を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〈 挙 手 〉

挙手全員であります。

よって、議案第237号は、原案のとおり決定しましたので、市長宛にその旨を回答するものいたします。

それでは、退席されております両委員には、お戻り願います。

《 両委員 着席 》

議長

これにて、本日の報告事項並びに議案の審議は、全て終了いたしました。
以上をもちまして、第6回総会を閉会といたします。

なお、終了時間は、午後3時51分であります。
長時間にわたり、ご苦労さまでした。

以上をもって議事の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和6年1月9日

議長 杉山 孝

議事録署名委員 鳶野 知明

宮沢 伸子